

令和3年度県産材活用加速化推進事業（大径材製材品等販路拡大対策）業務委託 仕様書
（案）

1 委託業務名

令和3年度県産材活用加速化推進事業（大径材製材品等販路拡大対策）業務委託

2 業務の目的

長野県の豊富な森林資源から生産される長野県産の大径材の需要拡大を図るため、県内の工務店や建築士等へ向けた普及啓発を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和4年3月18日まで

4 委託業務内容

(1) 普及啓発活動（イベント・PR活動など）

企画構成

(ア) 基本コンセプト

県内の工務店や建築士が県産材（大径材）に目を向けてもらうため、次の内容を盛り込むこと。

- ・長野県に成熟した森林資源が充実していることが伝わる
- ・県産材（大径材）の特徴や強みが伝わる
- ・県産材（大径材）を使うことのメリットが伝わる
- ・県産材（大径材）を扱う製材工場等と県内の工務店等との繋がりが生まれるような内容

(イ) その他コンセプト

- ・今まで県産材を使ってこなかった地元工務店や建築士と地元で県産材（大径材）を扱うことができる製材工場による地元ネットワークの構築

(ウ) その他

- ・企画構成の決定は、あらかじめ委託者と協議すること
- ・イベントなどの開催は、県内4地域で開催することを想定
- ・イベントの状況については、林務部のSNS等で情報発信を行うこと

(2) 普及啓発ツール（自由提案）

以下の要素を盛り込んだツールの提案と作成

- ・工務店等が営業に使えるもの
- ・既存のパンフレット等と内容が重複しないこと

- ・県産材（大径材）を扱う製材工場等の位置や情報が分かるもの
- ・県産材（大径材）に興味をもった人が、さらに詳しい情報を得ることができるように、県産材（大径材）に関する県関連サイトへの誘導を図ること。

(3) その他の方法による普及啓発（自由提案）

上記のほか、県産材（大径材）の普及啓発の方法について提案すること。

5 成果品

- ・事業実績報告書（任意様式、普及啓発活動の実施結果について、普及啓発ツールについて、その他普及啓発方法の提案について）
（紙、電子媒体の形式で提出）
- ・写真等を保存したDVD-R 2部（複製可能な形式での提出）

6 その他

- ・本事業の実施にあたっては、関係機関と連携を図りながら取り組むこと
- ・個人情報の保護（取得・保護・管理）については、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと
- ・本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと
- ・本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる
- ・普及啓発活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を講ずること
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする
- ・本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。